

広陵町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

広陵町（以下「甲」という。）と社会福祉法人広陵町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり広陵町災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）の設置及び運営に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、広陵町内において地震、風水害等による大規模な災害が発生した時（以下「災害時」という。）に迅速かつ効率的に被災者に対する生活支援活動を行うことができるよう、甲と乙が相互に連携してボランティア活動を行う団体、又は個人を支援する災害VCの設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害VCの設置）

第2条 甲は、広陵町災害対策本部を設置し、被災者に対する生活支援活動ボランティア（以下「災害ボランティア」という。）が必要と認めるときは、乙と協議の上、災害VCを設置し、乙はその運営に携わるものとする。

（災害VCの設置場所）

第3条 災害VCの設置場所は、災害の状況等により甲乙協議の上決定し、甲が確保するものとする。

2 前項の設置場所は、次の各号を考慮して決定するものとする。

- (1) 被災地域へのアクセスがよい。
- (2) 支援者の駐車場が確保できる場所
- (3) 必要なスペースがある。

（災害VCの運営）

第4条 災害VCが行う業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 被災者ニーズの把握と整理
- (2) 災害ボランティアの受入れ及び活動調整に関すること。
- (3) その他、災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（関係団体との協力体制）

第5条 甲及び乙は、各種ボランティア、地域住民及び地域の自主防災組織や消防関係団体と情報交換、災害訓練等を行い、平常時からこれら団体との連携に努めなければならない。

（資機材等の確保）

第6条 甲及び乙は、災害ボランティアに必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条各号に規定する業務に関し必要な費用は、原則甲が負担する。ただし、当該災害ボランティア活動に係る支援金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、費用の内訳について甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

（負傷及び事故の補償）

第8条 災害ボランティアに参加した者の負傷又は事故の補償については、自身が加入するボランティア活動保険の補償によるものとする。

（個人情報の取扱い）

第9条 災害VCの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、甲乙各々の個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定に有効期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1
広陵町長 山村吉由

乙 奈良県北葛城郡広陵町大字笠161番地2
社会福祉法人 広陵町社会福祉協議会
会長 山村吉由

